

ものつくり大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、ものづくり大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

専門技能を広く理解し、基礎的技能を修得しながらも、広い知識と創造性をもつ新しい技術者の育成を目指し、平成 13(2001)年 4 月に開学した。6 項目の基本理念を踏まえて使命・目的を定めており、これらの理念・目的などは、学内外に公表されている。

大学には技能工芸学部に 2 学科が、大学院にはものづくり学研究科に 1 専攻が設置されており、「技能工芸学」という新しい学問分野の創出に取り組んでいる。また、「図書情報センター」と「ものづくり研究情報センター」が設置されている。

教養教育に関する組織上の措置には不十分な点はあるものの、低学年次における教養と「ものづくり」に関する基礎力の育成に始まり、3 年次からは、履修モデルコースを設定し、専門性の高い技術・技能について学生自身の将来像をイメージしながら学修し、企画力・開発力・実践力を育成している。クォータ制を採用しており、試験を含めて各 8 週の授業時間を確保している。クォータ当たり定められている履修登録単位数の上限からすると、年間の履修登録単位数が過大になる可能性がある。なお、長期間のインターンシップを正課科目に取り入れて実践的な技能・技術の修得を図っている点は、教育目的を十分に反映した取り組みといえる。

募集単位ごとのアドミッションポリシーに沿った多様な入試を実施しているものの、入学定員は過去 5 年間未充足であり、学生募集に対する取り組みを更に強化することが望まれる。実験・実習科目をはじめとして、授業形態に応じた人数編成を行うなど、教育環境は整っている。学生相談や就職・進路支援は、多様な体制を整えて対応している。

実験・実習を重視した少人数教育を実施するために多くの非常勤講師を採用しているが、設置基準上必要な人数の専任教員数は確保されている。教員の採用・昇任人事は規程に基づいて行われており、教員の配置や担当授業時間数などは概ね妥当である。研究費については、「ものづくり研究情報センター」が推進している産官学連携に伴う受託研究費の割合が高くなっている。FD(Faculty Development)活動は行われているが、大学全体として、より充実した組織的な取り組みが望まれる。

事務分掌・組織については、組織効率と人件費を考慮した嘱託職員の採用、兼務などの配置などにより運営している。採用・昇任・異動については、理事会決定の「経営方針」

や就業規則などにより運用している。SD(Staff Development)については、外部団体の各種研修・説明会などへの参加が主体である。

代議員会、教授会、研究科委員会及び各種委員会などの教学上の管理運営体制が整備され、機能している。理事会と評議員会の開催方法に問題点があるものの、理事会・評議員会及び業務監査などの体制が整備され、機能している。また、管理部門と教学部門の意思疎通と連絡調整を図るための体制も取られている。更に、点検・評価委員会を組織し、定期的に自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。

入学者の定員割れが続いていることから、帰属収入が毎年減少し、消費収支差額は支出超過であり、財政状況は毎年厳しくなっている。しかし、借入金はなく、支出超過の主たる原因が多額な減価償却額の負担にあることから、現段階ではキャッシュフローは黒字となっている。入学定員の確保を最重要施策と位置づけた中長期経営計画を策定し、収入増対策や経費削減を実施している。会計処理と会計監査は、適切に行われている。

施設設備などは適切に維持・管理され、有効に活用されている。校舎などは耐震構造であり、更に、安全性の確保のために建具に倒壊防止補強金具の取付けを行っている。バリアフリー対策については、一部に未対応の建物もあり、継続的で着実な対策を講じていくことが望まれる。学生の憩いの場としての多目的広場の整備を行うなど快適な学生生活を送るための施設・設備の整備にも努めている。

施設の開放や公開講座の開設、ものづくり教室の開催、出張講義及び学生の成果物の地域施設への寄贈など、物的・人的資源の社会への提供は積極的に行われている。また、「ものづくり研究情報センター」が中心となって、産業界・地域の公共団体などとの連携を積極的に図っており、インターンシップの受入れなどにおいて企業・団体から助言、支援及び協力を得ている。

組織倫理やハラスメントの防止には、規程を定めて対応し、職員への周知を図るなど、組織的・個人的な倫理観の高揚を図っている。危機管理については、規程の整備、委員会の設置など、組織的に取り組んでいる。広報活動については、広報委員会が、大学広報に関する総合的な企画及び連絡調整を行っている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

「技能工芸学」という新しい学問分野を創出し、専門技能を広く理解し、基礎的技能を修得しながらも広い知識と創造性を持つ新しい技術者の育成を目指し、平成 13(2001)年 4 月に開学している。その後、平成 17(2005)年 4 月に大学院ものづくり学研究科を開設している。

大学の基本理念として、①ものづくりに直結する実技・実務教育の重視、②技能と科学・

技術・経済・芸術・環境とを連結する教育・研究の重視、③時代と社会からの要請に適合する教育・研究の重視、④自発性・独創性・協調性をもった人間性豊かな教育の重視、⑤ものづくり現場での統率力や起業力を養うマネジメント教育の重視及び⑥技能・科学技術・社会経済のグローバル化に対応できる国際性の重視の6項目を掲げ、学生便覧（学生生活ガイド）、授業便覧などに掲載し、入学式・学科ガイダンス時に学生・保護者にわかりやすく説明している。更に、大講義室や会議室などにも掲示し、周知に努めている。

大学及び大学院の使命・目的は、大学の基本理念を踏まえて学則及び大学院学則に明確に定め、「学生生活ガイド」に掲載し、入学式や新入生ガイダンス及び学部ガイダンスなどで理解を深めるよう説明している。

これらの大学の基本理念及び大学・大学院の使命・目的については、大学ホームページや「大学・大学院案内」に掲載するなど、学内外に公表している。

基準2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

大学には技能工芸学部にて製造技能工芸学科と建設技能工芸学科の2学科が、大学院にはものづくり学研究科ものづくり学専攻が設置されており、「技能工芸学」という新しい学問分野の創出に取り組んでいる。また、附属機関として、「図書情報センター」と「ものづくり研究情報センター」が設置されている。

組織間連携については、将来計画委員会、入試委員会及び教務委員会など、25の委員会などを設置し、全学的な連携・協力体制の強化を図っている。

学則上、教養科目という科目群の設定がなされていないが、1年次から3年次に教養教育を目的とした授業科目を配当している。カリキュラム上での位置付けが明確でなく、また、各学科の責任で運営されていることから、教養教育が十分にできるような組織上の措置については不十分な点はあるものの、両学科関連事項は教務委員会と教授会を経る体制が整えられており、改善のための検討が始められている。

代議員会のもとに教授会と研究科委員会が設置され、教授会のもとには、教務委員会、点検・評価委員会及び学生委員会などの委員会が設置されている。また、多くの委員会に学科長が職責による委員として参画することにより組織的な連携は図られている。

【改善を要する点】

- ・教養教育に対する組織的な措置が講じられていないので、運営上の責任体制を含め、改善が必要である。

基準3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部と大学院の目的は学則などに明記されているが、学科や専攻の教育目的などについては、学則には明記されていない。なお、教育課程の編成方針については、「授業便覧」に明記され、それに基づき教育課程の編成と教育方法の実践を行っている。

製造技能工芸学科では、教養教育関連の科目がすべて選択科目であり、建設技能工芸学科では教養教育関連の科目が明確に設定されていないなどの問題がある。ただし、教育課程は、低学年次における幅広い教養と「ものづくり」に関する基礎力の育成に始まり、3 年次からは各学科でそれぞれ 4 つの履修モデルコースを設定し、専門性の高い技術・技能について、学生自身の将来像をイメージしながら学修し、企画力・開発力・実践力を育成している。なお、専門科目については、履修モデルコースとの関連もあり、その多くが選択必修科目になっている。

クォータ制（4 学期制）を採用しており、各クォータの履修登録上限単位数が高すぎるという問題はあるが、授業時間については、試験を含めて各 8 週の授業時間とガイダンスや補講を含めて年間 35 週以上の授業時間を確保している。シラバスについては、授業内容や成績評価の方法の記述が必ずしも十分ではないものが散見されるが、統一された様式と項目で全ての授業科目について作成されている。明確な成績評価基準は、学則には示されていないが、授業便覧には記載されている。GPA(Grade Point Average)制度は導入していないが、成績評価結果の得点化を行っており、成績による席次を確定するなど、厳正な成績評価に努めている。「技能工芸学」を掲げていることから安全教育、技能・技術を修得する実践教育及びそれを可能にする教員組織の確保などの取組みが行われている。

学生授業アンケート、企業アンケート及び学生の意識調査などを行っており、全職員に公開されている。

【優れた点】

- ・充実した長期間のインターンシップを正課科目に取入れて、実践的な技能・技術の修得を図っている点は、教育目的を十分に反映しており評価できる。

【改善を要する点】

- ・「技能工芸学」という新しい学問分野の創出を目指していることから、各学科・専攻の教育上の理念・目的などを学則上にも明記するよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・成績評価基準は授業便覧には記載されているが、学則などには規定化されていないので、評価の客観性及び厳格性を確保するためにも配慮が望まれる。
- ・1 クォータ当たりの履修登録単位数の上限は授業便覧に 16 単位と明示されているが、年間履修登録単位数の上限が規程に定められておらず、過大になる可能性があるため、学修の質を確保するためにも、規定化することが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学の基本理念に基づき募集単位ごとのアドミッションポリシーが定められており、それに沿った多様な入試を実施している。入学定員は過去 5 年間未充足であり、最近 3 年間は連続して低い水準にあるものの、学生募集委員会を設置するなど、学生確保のための努力はなされている。入学前学習支援、初年次教育と補習授業、各種のガイダンス、担任制度とオフィスアワー、ものづくり学習支援及び図書情報学習支援などの多様な学習支援体制が整備されている。講義科目、実験・実習科目ともに、教育目的達成のために、授業形態に応じた人数編成を行っている。学生の意見のくみ上げは、各種のアンケートや各担任教員・学生委員会委員を通じて行われているが、結果の分析・活用について組織的な対応はなされていない。学生相談などについては、学生委員会が中心となり、各担任教員、カウンセラー、保健安全委員会及び学校医との協力関係のもと、役割分担して対応している。

経済的支援としては、大学独自の奨学金を初め、日本学生支援機構やその他の外部機関の奨学金制度を活用している。また、学生寮「ドーMITリ」を設置し、安価な寮費で新入生や地方学生に対する経済的支援を行っている。更に、学生の課外活動（クラブ・サークル及びプロジェクト活動）に対しても支援を行っている。

就職・進学支援などについては多様な体制を整えており、就職実績としても高い就職内定率を維持している。インターンシップについては、2、3 年次に 1 回、4 年次に 1 回、それぞれ 40 日以上にわたって、正課科目として実施し、製造技能工芸学科の 3 年次生、建設技能工芸学科の 2 年次生及び 4 年次生に対しては、学生全員が履修するように指導するなど、充実した取組みがなされている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準に定める専任教員数、教授数は満たしており、少人数教育を実施するために多くの非常勤講師を確保している。

教員の採用・昇任については、「教育職員選考規程」「教育職員選考基準」「教育職員昇任審査規程」に基づき、適切に運用されている。教員の任期制を採用しており、再任申請時に再任審査委員会で厳正な評価と審査が行われている。大学院担当教員については、「大学院研究指導教員の資格認定基準（内規）」に基づき、資格の審査・認定が行われている。

専任教員の担当授業時間数には、大きな偏りはない。教員の教育研究活動を補助するために各学科に 2 人の教務職員を配置しており、また実験・実習、設計、コンピュータなど

の演習の補助に TA(Teaching Assistant)を配置している。

研究費については、個人研究費、他の学内配分予算及び外部資金により賄われている。学内配分予算の配分は代議員会などの議を経て行われている。また、研究プロジェクト支援として学長裁量経費を計上している。外部資金については、科学研究費補助金への申請数・採択率とも低いが、「ものづくり研究情報センター」が推進している産官学連携による研究活動により、受託研究費の割合が高くなっている。

授業評価アンケートや新入生アンケートなどが実施され、教育研究の向上のために、新任教員の導入教育、教員同士の授業参観、FD(Faculty Development)研修会などを行っている。これらのアンケートや FD 研修会は、学部運営検討委員会が中心となって実施している。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織は、法人事務の事務部と大学教学事務の学務部で構成し、大学の庶務・広報などを事務部において担当しており、法人事務と教学事務は一体的に運営している。組織や事務分掌については、組織効率と人件費コストを考慮した嘱託職員の採用や兼務などの配置により対応をしている。

採用・昇任・異動については、課題はあるものの、開学時の理事会決定の「計画的、段階的に事務局体制を整備する」とした「経営方針」や就業規則などに則り運営されている。

SD(Staff Development)については、法人としての学内研修を行っていないが、外部団体の各種研修・説明会などに職員を派遣している。組織全体の向上につなげる目標設定・管理、個別育成計画などの仕組みづくりに平成 20(2008)年度から総務課で取り組んでいる。

教育研究支援については、教務・情報、入試、学生の 3 課の事務体制により、学生・教員の支援、保護者への情報提供を図っている。また、一部の教学関係委員会に事務局長、部課長などの職員が委員として参画し、教学との連携を図っている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

「学校法人ものづくり大学寄附行為」に基づき理事会、評議員会が設置され、定例的に開催されている。監事による業務監査はほぼ毎週行われており、監査法人による会計監査も適正に実施されている。理事、監事、評議員は寄附行為の規定に基づき選任されているものの、一部に極めて出席率が低い理事・評議員が認められる。

総長、学長が寄附行為の定めにより理事となり、教学部門の意思が理事会に反映できる体制となっている。また、管理部門と教学部門が意思疎通と連絡調整を図るため理事長、学長、専務理事、学部長など役職者で構成する大学運営連絡協議会を置き、月1回定例で開催し、円滑な運営を行うための努力がなされ、機能している。大学の管理運営体制として、代議員会、教授会、各種委員会などが整備され、適切に機能している。

「ものづくり大学点検・評価に関する規程」を定め、実施体制として「点検・評価委員会」を組織し、定期的に自己点検・評価を実施し、報告書が作成されている。報告書は関係先や教職員に配付するとともにホームページに掲載し、公表している。自己点検・評価の結果の活用については、各種委員会や各学科・事務局が中心となって検討が行われている。

【改善を要する点】

- ・2年間にわたり理事会・評議員会に出席していない理事・評議員や、出席率が極めて低い者が複数名いるので、理事・評議員の選任のあり方、理事会・評議員会の開催のあり方について改善が必要である。

【参考意見】

- ・自己点検・評価の結果を、教育研究などの大学運営の改善・向上に結び付けるために、教授会、委員会などを通じた組織的、体系的な取組みを行うことが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

学生生徒等納付金が帰属収入の約 80%を占め、入学者の定員割れが続いていることから、帰属収入は年々減少している。消費収支差額は支出超過となっており、財政状況は年々厳しくなっている。しかし、借入金はなく、支出超過の主たる原因が、多額な減価償却額の負担にあることから、現段階ではキャッシュフローは黒字となっており、学生数が現状で推移すれば経常的な資金繰りに支障を来すことはない。このような状況を改善するため「教育の質の向上を図り、産業界へ有為な人材を送り出すことを通じた、入学者定員の確保」を最重要施策と位置付けた「中長期経営計画」（平成 22(2010)年度～平成 28(2016)年度）を策定し、現在これに基づいた収入増対策や経費削減が実施されている。

会計処理は、経理規程、固定資産等管理規程などを定め適切に行われている。会計監査は、監事により毎週計画的に行われており、また、監査法人により定期的に行われている。

財務情報は、財産目録・収支計算書などをホームページに掲載し、公開されている。

外部資金として、共同研究、受託研究及び受託事業などにより毎年受入れが行われ、一定の成果をあげているが、科学研究費補助金は申請数が減少傾向にあるため「中長期経営計画」にその増加対策が盛り込まれ、獲得に向けた努力がなされている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎面積は大学設置基準を十分に満たしており、教育研究の目的を達成するための施設設備は適切に整備されている。情報関係施設は、コンピュータ演習室、CAD 室、CAD・CAM 室を配置し、授業時間帯以外も自習室として利用でき、また、実習機械などを完備する「ものづくり工房」を設置し、学生が自由に使用できるよう整えている。情報サービスについては、履修登録・シラバスの検索などのシステムを構築し、休講・求人情報などをホームページ及びモバイル版の掲示板で学生に伝達するシステムも備えている。

施設設備の環境整備を図るため「施設委員会」を置き、施設設備の安全性・利便性などの協議を行い、各担当事務における管理責任のもとで改修・改善など維持・管理に努め、「安全衛生委員会」と「保健安全委員会」が中心となり安全確保の体制を整えている。

校舎などの建物は耐震構造であり、更に安全性の確保のために建具に倒壊防止の補強金具の取付けを行っている。バリアフリー化については、対応済みの施設もあるが、一部の施設では未整備なので、継続的で着実な対策を講じていくことが望まれる。

学生の憩いの場としての多目的広場の整備を 3 年計画で行うなど快適な学生生活を送るための施設・設備の整備に努めている。生活上での利便性の提供と人間形成の場とし、勉学に専念できる環境が整備された学生寮「ドーミトリ」を、また、クラブ活動の部室は十分とはいえないが、合宿などを援助する施設として合宿研修センターを学内に備えている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が保有する物的資源は、スポーツ施設などの貸出し、図書情報センターや食堂の開放などが行われ、また、学生のボランティア・授業・卒業制作などによる成果物を公民館などの地域の施設に寄贈している。人的資源は、地元市・県・関連協会などとの共催による公開講座、高校生や小学生を対象とした「ものづくり教室」の開催、高校への出張講義、高校生のインターンシップの受入れ、また、検定員・試験員・地域行政員としての協力などにより積極的に広く社会に提供している。

「ものづくり研究情報センター」が中心となって、産業界や地域の公共団体などとの連携を積極的に図っており、開学当初から「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」を設置し、インターンシップの受入れなどにおいては会員企業や団体から助言、支援及び協力を得ている。また、センターでは、サテライトオフィスを埼玉県川口市及び東京都大田区

の2か所に置き、民間企業との研究課題の整理などを行い、産業界の発展にも寄与している。

地域における交流は、「埼玉県地域連絡協議会」を設置し、県内の産業界・地域社会・行政機関との情報交換、各種イベントの開催及び高校との交流事業などを実施している。また、大学施設の提供及び教員の派遣などを行って市民大学の開催、調査協力など地元社会との関係強化を図っている。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

職員向けの包括的な「学校法人ものづくり大学職員倫理規程」「セクシャルハラスメントの防止に関する規程」「学校法人ものづくり大学公益通報規程」「学校法人ものづくり大学個人情報保護に関する規程」が整備されており、規程集の配付や研修会の開催により職員への周知が図られ、組織的・個人的な倫理観の高揚を図っている。

危機管理については、危機を危機全般、事件・事故、自然災害及び情報漏洩リスクに分類し、規程の整備、危機管理委員会の設置などを行い、組織的に取り組んでいる。また、「危機管理マニュアル」を発行し、自然災害、火災、伝染病などへの対応などを定め、緊急連絡網も整備している。学生全員、「ドームトリ」の入寮者それぞれを対象とした防災訓練を実施しており、非常事態に備えて、寮生 200 人の 2 日分の非常食の備蓄を行っている。

広報活動の組織として広報委員会が置かれ、大学広報に関する総合的な企画及び連絡調整を行っている。広報誌「ものづくり大学通信」を平成 21(2009)年度から発行し、学内外に大学情報を発信している。教育職員の研究論文などを掲載する紀要は、平成 22(2010)年度から年 1 回発行することが決定されており、第 1 号が既に発行されている。

